

第4次香南市地域福祉計画・香南市地域福祉活動計画策定委託業務 仕様書

1. 業務名

(福第 08030 号) 第4次香南市地域福祉計画・香南市地域福祉活動計画策定委託業務

2. 委託期間

契約締結の日から令和10年3月31日まで

3. 業務の目的

社会福祉法第107条及び全国社会福祉協議会の地域福祉活動計画策定指針に基づく、本計画が令和9年度末に5年間の計画期間を迎えることから、今後も地域福祉の方向性を定め、地域福祉の一層の充実や、地域共生社会の実現に向けた計画が必要である。

本業務は、地域の実情やニーズを分析し、関連する他の計画との整合性や社会情勢を踏まえ、地域共生社会の実現に向けた施策に関する第4次香南市地域福祉計画・香南市地域福祉活動計画(計画期間令和10年～14年度)を策定するための支援を行うこととする。

4. 業務の内容

【令和8年度業務】

1 現状・動向分析

本市の関係計画・資料、統計データ等を収集・整理し、地域福祉を取り巻く社会情勢、市の現状と今後の動向等を踏まえ現状把握と課題の抽出を行う。

2 アンケート調査の実施

調査対象者

①中学2年生(4校) 約250名

②一般住民(18歳以上) 3,000名

③地域活動団体等 約25団体

(地域活動団体、まちづくり協議会、民生委員協議会など)

①②③について、

アンケート調査票の企画・設計と単純集計表及び属性等のクロス集計を作成すること。

②③について、

ア) 調査票及び封筒(発送用・返信用)の作成を行い、印刷費及び郵送料は受託者の負担とする。

イ) 宛名ラベルの作成・封入・封緘・発送・回収

※宛名ラベルは受託者が作成すること。(対象者抽出は市が行う。)

※アンケートの返送先は市役所、受託者は定期的に来庁しアンケートの回収を行うこと。

ウ) オンラインアンケートフォームのデザイン・作成【要提案事項】

②③について調査票の内容を基にオンラインアンケートフォームを作成する。

3 進捗状況の点検・評価

第4次香南市地域福祉計画・香南市地域福祉活動計画に基づく施策の進捗状況(庁

内関係課や社会福祉協議会等関連団体等)「施策調査シート」により、施策・事業の取組状況等を分析・評価を行う。

4 会議運営支援

第4次香南市地域福祉計画・香南市地域福祉活動計画策定委員会(1回程度開催)を円滑に運営するため、資料原案の提供、事務局との協議に応じて会議への出席・補足説明等の支援を行い、議事録を作成する。

【令和9年度業務】

1 アンケート調査成果報告書作成

2 計画案作成

(1) 現状の問題点と計画課題の検討

- ・上記現状・動向分析、アンケート調査、進捗状況の点検・評価の調査結果から現状の問題点と各計画課題の検討を行う。

(2) 計画案作成

- ・地域特性や課題を整理した上で、地域福祉を推進するために必要な項目を盛り込んだ第4次香南市地域福祉計画・香南市地域福祉活動計画を立案する。
- ・策定委員会等の協議結果やパブリック・コメント結果を踏まえ、計画内容の加筆修正を行う。

3 会議運営支援

第4次香南市地域福祉計画・香南市地域福祉活動計画策定委員会(4回程度開催)を円滑に運営するため、資料原案の提供、事務局との協議に応じて会議への出席等の支援を行い、議事録を作成する。

4 パブリック・コメント実施への支援

香南市パブリック・コメント実施要綱(令和7年香南市告示第95号)の規定に基づきパブリック・コメント閲覧用の資料作成・意見集約・計画案の修正作業等の支援を行う。

5 成果品

①アンケート調査結果報告書の電子データ(W o r d形式及びP D F形式)

②調査集計・分析の電子データ(E x c e l形式及びC S V形式)

③計画書の印刷・製本・電子データ(A4判・単色・約100ページ程度・300部)

④概要版の印刷・製本・電子データ(A4判・カラー・約4ページ・16,500部)

※計画書及び概要版の印刷・製本においては、表紙のデザインや内容のレイアウト等におけるデザインを工夫し分かりやすい表現及び閲覧しやすい内容に配慮する。

※③の電子データはW o r d形式及びP D F形式とする。

※④の電子データはP D F形式とする。

※④は各ページに音声読み上げソフトのコードを付す。

6 その他

- (1) 本仕様書に記載している事項に加え、受託者が提案する事項も市と協議の上、実施することができる。
- (2) 本業務の遂行にあたっては関係法令を遵守すること。
- (3) 業務の実施に伴い個人情報を取り扱う場合、香南市個人情報保護条例を遵守し、業務上知り得た個人情報等をもらしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- (4) 業務遂行に必要な資料等の収集は、両者が協力し行うものとし、資料の受け渡しは紛失等の事故防止のため、直接行うものとする。
- (5) 受託者は、業務を円滑に遂行するために、逐次市と連絡調整を行わなければならない。
また、業務内容全般を常に把握している専任の担当者を置き、市の求めに応じて業務状況の報告を行うこと。
- (6) 本業務における成果物は、香南市が著作権を持つものとし、香南市が加工、複写、ホームページの作成等を行い、公表できるものとする。
- (7) 策定業務完了後、受託者の責めに帰すべき理由による成果物の不良箇所が発見された場合は、速やかに訂正補正その他必要な措置を講ずるものとし、その作業に係る費用は一切受託者の負担とする。
- (8) 本仕様書に定めのない事項については、双方協議の上、本市の指示に従い業務を進めるとともに、委託者は業務期間中いつでもその業務状況の報告を求める事ができるものとする。